

平成29年6月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成29年5月31日（水）

2 場 所 南別館委員会室

3 開始時間 午後1時30分

4 終了時間 午後16時40分

5 出席者

小西委員長、中原委員、濱田委員、黒木教育長

その他の出席者

田中教育部長、江藤教育総務課長、児玉学校教育課長、田畑スポーツ振興課長、朝倉生涯教育課長、
武田文化財課長、仁茂田学校給食課長、森図書館長、後藤美術館長、宇都都城島津邸館長、新甫学
校給食センター所長

6 会議録署名委員

濱田委員、中原委員

7 開会

○小西委員長

ただいまより、6月定例教育委員会を開催します。

8 会議録署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、中原委員、濱田委員をお願いします。

9 議事

【教育長報告】

○小西委員長

それでは、教育長より報告をお願いいたします。

○教育長

今日は、二件ほどご報告をさせていただきます。一件は、いつものとおり生徒指導の状況についてということで、資料があるかと思いますが、6月定例教育会資料、生徒指導の現況についてをご覧ください。今日配ってあるものです。

これは5月末現在のもので、ただし、不登校及びいじめ対策は4月の各学校からの報告を集約したものですので、前回と変わっていない可能性がございます。

まず、「1」の非行問題等につきましては、そこにありますように、小学校1件、中学校1件でございます。いたずら電話と申しますのは、ある小学校の子どもが、自宅から110番へ電話をして、家の近くが火事だと通報したといういたずらでございました。パトカーが駆けつけてきて、保護者とともに警察へ謝罪をしたということでございます。

それから、万引きについては報告したかと思うのですが、これは、中学生3人がコンビニで万引きをしたということで、警察に連絡されて、本人と保護者への指導となっているところでございます。

不登校ですけれども、4月時点で、前に話したと思いますが、4月段階の新規の不登校が小学校3件、うち1名を対象としております。

それから、次にいじめでございまして、4月の報告でございまして、アンケート調査が小学校が133件、中学校が10件がいじめの認知件数として報告されております。そのうち、すでに解消した

ものは131件、残りの件数については各学校で対応しているということでございます。大きな問題になっていることはございませんが、実は、昨年度から続いていましたことがありまして、一旦は解消したのですが、4月になって、また学校側と相談をして、いわゆる中学校の2年生の部活内でのいじめということで、やはり、本人が学校に行けないということで、その子は別の学校へ転校したいということで、今、仮通学中であります。その1件が大きいものとしてございます。

あとは交通事故、実は交通事故が非常に増えておりまして、子供たちの交通事故ですが、小学校で6件、中学校6件で、小中で12件、この交通事故の7件が実は自転車です。しかも事故に伴う入院が3件ございまして、自転車の指導をちゃんとしてもらわなければいけないと、各学校に指導をお願いしているところでございます。

不審者、声かけ事案につきましても、小学校7件、中学校2件、計9件。ほとんどは声かけであったり、写真を撮られたりということがあったのですけれども、1件だけ被害がありまして、5月19日、高城小学校なのですけれども、5年生の女子児童が登校中に見知らぬ男性にあいさつをしたところが、男性が女子児童のところきて、何べんも触ったという事案が発生しました。警察からは、そういうときは複数で登校するように指導してくださいと言われてたらしいのですけれども、最近は保護者もあてにならないという、千葉県のようなことがあるので怖いなと思っているのですけれども、この件はその後、対応するように各学校に伝えております。

以上が生徒指導の現状についてでございます。また後で一括してご説明させていただきます。

次は、不祥事の件でございまして、皆さんよくご存知のとおり、5月19日に新聞等でも出たので内容をご存知かと思うのですけれども、5月19日の午後市が発表したわけですが、教職員の懲戒処分、懲戒免職なのですけれども、都城市立西小学校男性教諭を懲戒処分といたしました。内容としますと、酒気帯び安全運転義務違反で、平成29年4月27日に運転免許取り消し、2年間の処分が決定したということでございます。市民の方々をはじめ、保護者、子供たちに大変な信用を失墜する事件だと、ここでお詫び申し上げます。

懲戒処分にした件でございしますが、5月19日の午前中に辞令を教育委員会で交付いたしました。まず、9時から担当小学校の校長に対して訓告、それが終了後、南教育事務所所長から懲戒免職の辞令が本人に執行されました。午後から記者会見がございました。

その後、都城市に帰ってきました、5時から臨時市校長会を開催して、教育長が訓示をさせていただきました。一連の流れでございます。5月26日に都城市立小中学校コンプライアンス校長研修会を行い、訓示をいたしました。ここでは、県の専門官2人来ていただきまして、不祥事発生の原因とその防止についてということで、飲酒運転だけではないのですけれども、コンプライアンス全体についての研修を行ったところでございます。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。

それでは、報告についてのお尋ねはありませんでしょうか。

【議案第12号】

○委員長

それでは、議案第12号を都城島津邸館長よりご説明お願いいたします。

○都城島津邸館長

それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。

平成29年度都城島津伝承館企画展「暮らしの中の祈りとまつり — 都城島津邸収蔵史料にみる人々と神々の交わり — 」については、観覧料を前回5月定例会教育委員会の第6号で決定したところでございますが、下に書いてありますように、観覧料を一般210円、団体160円、大学・高校生が160円、団体料金100円、中学生以下無料としたところでございますが、こちらに実は、都城市ホテル協会と都城市旅館組合加盟店と色々お話がございまして、会期中は宿泊をされた方に宿泊証明を書いていただきまして、来られた方に観覧料を無料にするという特典をつけたいと考えまして、今回、観覧料の変更をお願いしたいところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長

質問はいかがですか。

お尋ねしてよろしいでしょうか。

これは、ホテルに泊まれた方に特典というのはいいいアイデアかなと思うのですが、組合側との話し合いというのは、料金についてはただ、無料というのはプラスになる内容なのでしょうか。

○都城島津邸館長

都城市ホテル協会が、7ホテルございます。都城市旅館組合加盟店は9店あるところでございますが、今回は、宿泊者を対象として、観覧料を無料にするということでお話をさせていただきまして、それだけが特典ということになっております。

○委員長

わかりました。

○教育長

これに加盟していない旅館とか、ホテルとかあるのですか。

○都城島津邸館長

もちろん、加盟されていないホテルは多々あります。何らかの制約を設けないと、ここはしたけれども、ここはしていないとか、そういうふうになってしまいますので、やるならこういう団体かもしくは全面的にやるかのどちらかを選択せざるを得ないかと思っておりますので、今回、ご要望がありまして、ホテル協会と旅館組合だけと考えております。

○委員長

よろしいでしょうか。

○教育長

それ以外からクレームがくるようなことはないのですか。

○都城島津邸館長

一応、その団体に加盟しているところということで。

○教育長

団体に加盟していないところからクレームがないのですか。

○都城島津邸館長

ないかと思えます。

きたときには、それなりに対応したいと思います。

○教育長

それは、無料にするということですか。

○都城島津邸館長

それは、また、ホテル協会と旅館組合と協議をさせていただいた上で、また、教育委員会に図るなり、報

告するなりしたいと思います。

○委員長

そうしますと、基本的に島津伝承館側は将来的に増える方向で希望していらっしゃるということですか。

○都城島津邸館長

入館者ですか。

○委員長

ではなくて、組合以外のところにも無料券を適用するということを広げていく方向ですか。

○都城島津邸館長

それは考えております。

追加で申し上げますと、現在、このホテル協会と旅館組合につきましては、通常の展示以外をしてPRをさせていただく際に、ポスター等の掲示とか、集客に向けた色々なことを窓口でお話ししていただいたり、呼びかけをしていただいているということもございまして、その他のところからも協力していただければ、今後そういう方向でいふうに考えていきたいと思っております。

○委員長

ご意見はいかがでしょうか。

○濱田委員

α1というホテルはどこにも入っていないのですか。

○都城島津邸館長

言われるとおりでございます。

○濱田委員

駅前のホテルでも、繁華街でも入っていないホテルというのはまだまだ幾つかあるということですね。

○都城島津邸館長

そのとおりでございまして、特に、α1とか、ベッセルホテルとか、新しくできたホテルは組合のほうに加入されておりません。あとは、商工のチラシとパンフレットを見ますと、今あわせて16店になるのですが、これの倍以上は、まだ民宿を含めて、たくさんございます。

○委員長

ほかに、意見、要望はよろしいでしょうか。

○教育長

本来は加盟しているか、していないかとは別に、無料にしてあげるのがいいのかなと思います。

○都城島津邸館長

わかりました。

それは今後、検討してまいりたいと思っております。

○委員長

最初の段階として今このようなこと、決まっていることについてよろしいでしょうか。

それでは、議案第12号を決定させていただきます。

【報告第54号～第55号、議案第11号】

○委員長

それでは、報告第54号～第55号、議案第11号を美術館長よりご説明をお願いいたします。

○美術館長

報告第54号 平成29年度第64回都城市美術展開催要綱についてでございます。

別紙をご覧ください。

要綱については、昨年度とは大きくは変えておりません。会期が、9月16日から10月1日、出品料は1点につき1500円となっております。高校生については無料としております。作品の搬入日は8月26日、27日の2日間、作品の審査を8月30日から9月1日で調整しておりましたが、8月30、31日ということで審査を行います。審査員につきましては、多摩美術大学の本橋伸一先生、山口県の周南市美術館館長のアリタジュンイチ先生、宮崎大学のイシカワチカコ先生、ヤマモトノブヒロ先生の4名の方をお願いしております。表彰式は9月23日、土曜日の予定です。8月30、31日で審査を行います。審査員から直接、講評を聞きたいという要望がありまして、昨年度から審査の最終日に審査員の先生方から直接講評を聞くという機会を設けております。それが審査講評会ということで、31日の2時か、3時ぐらいからになると思うのですが、審査終了後に講評を聞きたい方は全員参加ということで、審査員の先生から直接講評を聞けるという日を設けております。

その下に、作品相談会というのがありますが、7月29、30日で、こちらのほうは実行委員の先生方をお願いをしまして、市美展に作品を出したいのだが、どうすればいいかわからないとか、そういったご質問を受けますので、そういった方に対応するために2日間、相談の日を設けております。

開会日の8月、9月26日に鑑賞会ということで、講評会の日は平日になりますので、どうしても仕事の都合上、来れない方もいらっしゃいますので、そういう方たちのために、実行委員が講評と審査の流れ等について説明をする会を9月26日に設定しております。

以上です。

続きまして、報告第55号 平成29年度特別展「メッセージ2017 南九州の現代作家たち展」開催要綱の制定についてでございます。

別紙をご覧ください。

今年度の特別展は、会期が10月21日から12月3日を予定しております。会場は、市立美術館及びサテライトと書いてありますが、まだ場所は交渉中で、確定はしていません。市内の空き地であったり、空きビルであったりというようなところに展示ができないかということで、今、調整をしております。この展示は、メッセージと題した展覧会を1997年から10年ごとに行っておりまして、今年が3回目ということになります。前回で取り上げていただいた現代作家の中には、全国の美大や芸大の講師や教授になられている方、海外で活躍されている方もいらっしゃって、なかなか注目度の高い展覧会になっていたと思います。今年度の依頼している作家は、出品者リストに書いてあります10名の方をお願いをして、今、内諾をいただいて、日程調整をしているところです。観覧料等につきましては、議案で説明をいたします。

続きまして、議案第11号ですが、ただいま説明をいたしました特別展「メッセージ2017 南九州の現代作家たち展」の観覧料についてです。

こちらにも別紙をご覧ください。差し換えをお願いしていたのですが、一般の場合は、当日券800円、高校生・大学生が600円、フリーパス券というのが1000円で会期中、何回でも入れるというフリーパス券を昨年度から作りました。こちらは好評で、多くの方にご購入いただいて、好評をいただいております。

昨年の和田栄作展からすると名前割を作ってみました。こちらにもユニークな取り組みということで、ほかの美術館や博物館の方にも興味をいただいている取り組みで、今回は、南九州ということで、名前が南さん、もしくは九州が入る方、2017年、10年ごとの開会ということで、20歳、17歳の方を無料にしようということで考えております。

文化の日は全員無料、家庭の日については、高校生以上を同伴者されたご家族の方を無料にしようと考えております。割引につきましては、1から9まで書いてありますとおりで、前売り券、20名以上の団体、

65歳以上の高齢者、障害のある方は前売り料金と同じ一般が600円、高・大生が400円という扱いになります。教育委員会に属する関連施設は、島津邸、高城、都島の資料館、人形の館を見てこられて、半券を提示された方の割引というものも行いたいと思います。

それから、6番が最初にお渡しした資料から漏れていたのですが、昨年度からJAFの会員証を提示いただくと割引を始めております。こちらのほうも、JAFは全国紙でありますので、かなりのPR効果があるとして、県外の方の入館も昨年度は通常よりも多かったと感じております。

7番から9番につきましては、特別展のチラシを切り取ると100円割引というものもつけますので、そちらを持ってこられた方ということで、以上の割引を計画しております。

以上です。

○委員長

フリーパス券というのは、前年度から購入される方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○美術館長

昨年度初めてしたので、若干PR不足という面がありましたけれども、20～30件はあったと思います。

○委員長

このフリーパス券については、ご本人だけのフリーパスですか。どなたかが使い回しとか、要するに、入館者が増えればいいという観点から見れば、どなたがいらして下さってもいいと思いますが、どういう状況ですか。

○美術館長

基本は購入されたご本人ということで、使い回しは想定しておりませんが、窓口で判別できないということもありますので、特に、免許証提示とか、本人確認はしていません。

○委員長

わかりました。

本人に限るという限定するような性格のものではないと思います。ただそれがどんどん広がっていくというのはどうかなと思いますし。

○美術館長

あまりにも使い回しをされると、ちょっと趣旨から外れていくと思います。もともとは1回ではもったいないので、何回も来たいというご要望があって作った券なので、それを家族であればですけども、友達にあげたりとかされるとちょっと美術館として余りよくないと思いますので。

○委員長

リピートされるという趣旨で盛り上がっていくことを期待しております。

ほかにお尋ねはないでしょうか。

○中原委員

先ほどのサテライト会場の件ですけども、サテライト会場というのは、いわば分散して展示するというイメージでよろしいですか。

○美術館長

今回お願いしている作家さんの中には、屋外展示を得意とされている方もいらっしゃいますので、どこかの池だったり、池の中に彫刻を置くということをされている方とか、廃屋の中に自分の作ったものを展示したりとかいうことをされている作家さんもいらっしゃるのですが、まだ場所についてはオーナーさんなり、作家さんの意向等もあるので、はっきりはまだ決めていないのですが、そこをいま、調整して、ある程度オーナーさんと作家さんの意向が合えば、そういった屋外展示の場所もしたいということで、10年前は美術館の庭の外側に構造物を作ったということがあったみたいなのですが、そういったことをちょっとやれな

いかなということ、今調整をしております。

○中原委員

そうした場合、観覧料の払い方といいますか、サテライト会場だけに来られたお客様は。

○美術館長

屋外については、監視員なりを配置するのはなかなか難しいので、屋外展示については無料ということでしょうと思っております。

○中原委員

無料でということですね。

美術館の中の作品のみ観覧料が発生するということですね。

わかりました。ありがとうございます。

○委員長

ほかにお尋ねはありますでしょうか。

○教育長

都城市の美術展のときに思ったのですけれども、高校生以上になっているのですが、何か理由がありますか。

○美術館長

特に理由はないと思うのですが。

○教育長

小学生は無理かもしれないけれども、中学生ぐらいだったら絵を描いたりとか、ものを作ったりとか、する子もいるでしょう。そういうのは対象にしないというのですか。

○美術館長

小・中学生とかと絵を生業にされている方がいらっしゃいますので、そういった方と同じレベルで審査するというのは非常に難しいというところと、ほかのところの市美展なり、公募展にしても、中学生以下は別途開催するところが多くて、年齢の制限を外してしているところはなかなか運営上難しいのだと思います。そういった理由から高校生以上になっているのだと思います。

○教育長

高校生が入っているということであれば、中学生も入れてもいいのではないかという気がします。今おっしゃったように、色々な専門家もいるかもしれませんが、高校生はある程度美術とかで賞をとって、中学校になると美術クラブというのがあるではないですか。部活動で。そういうことから言うと、中高生対象のものもあっていいのかなと、裾野を広げることからいうと。高校生でもどこかで習っているというよりは、自分で趣味で描いていたり、部活動の美術部に入って絵を描いていたりするではないですか。しかもこれをわざわざ、高校生に対しては高校生の表彰があるではないですか。そういうことを考えれば、確かに、一般の人との比較は難しいけれども、高校生を許容するのであれば、部活動的な考え方で言えば、中学生が部活で色々な作品を作っているものを発表するのは市の美術展に出すということもあり得ていいのかなと。今後の課題として。

なぜかという、今、高校生以上と書いてあったから、よく考えたら、文化向上を都城がやっているのに、小中学校の展覧会とは別で、中学校の部活動ということなら文化的な部活動の人たちのことから言えば、スポーツだけではなくて、中高の人が出せる市の美術展に出せるということもあっていいのかとちょっと思ったのです。そこまで許容してもいいのかなと考えたところです。

○美術館長

次回の実行委員会で、こういう意見がありましたということは提案したいと思います。

○教育長

県展とかは、高校生以上ですか。

○美術館長

県展も宮日美展も中学校部門はないと思います。

○教育長

中学校の時に美術の先生が県展に出してくれたような記憶がありますが、記憶違いかな。

○美術館長

ジュニア展はありますけれども、同じレベルで審査はしていません。やはり、力量の差があり過ぎて、同一には並べられないと思うので、作るとすれば、一般の審査とは切り離して、ジュニア部門というような形で別途審査基準を設けないといけないと思います。

○教育長

そういうのもあると、学校の美術の文化の広がりにもいいですね。例えば、吹奏楽などは色々なコンテストがあるからいいけど、美術とかなかなかないではないですか。それをどこかが拾ってあげる必要があるのかと思います。裾野を広げるとか、中学生の文化的活動を何か、音楽とか、吹奏楽とか、スポーツだけでなく、絵を描くとか、美術の方面でもちょっと垣根を広げていただくといいかなと思いました。

○委員長

今のご意見は次年度の実行委員会でぜひご検討いただきたいと思いますが、ただ、拝見しましても、会場で作品がものすごくいっぱいですよ。読み落としているのかもしれませんが、応募されてスペース的にもういっぱいという状況はいかがですか。今、中学生のお話に関連して思ったのですけれども。

○美術館長

作品のキャパ的なもので言えば、今はほぼ限界です。これ以上増えるとかけるところがない。小さい作品は二段がけしたり、三段がけしたりしているので、絵を見る環境としては間が詰り過ぎていたりするので、余り良好な状態ではないので、作品や出品が増えるのは非常にありがたいことなのですが、展示するスペースはぎりぎりなので、そのあたりは工夫していかないと。また、会期を延ばしたり、会期を分けるという意見も毎年出るのでありますが、会期を分けるとまた、今度、美術館のうちのやっている展示のスケジュールとかぶったりするものですから、なかなか会期をずらしたりするというのも難しい面があったりして、今の状態になっていると思います。

○委員長

そうしますと、応募された作品は全部そこでふるいにかけて、全部展示されているわけですか。

○美術館長

全部は展示しておりません。基本は、きたものはできるだけ展示しようという趣旨で審査をしていただいておりますけれども、毎年、2、30点はお持ち帰りいただいています。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告の2件を承認させていただきまして、議案の1件を決定させていただきます。

【議案第9号】

○委員長

議案第9号を学校給食センター所長にご説明をいただきます。

○学校給食センター所長

議案第9号 都城市学校給食センター運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

学校給食課では、教育委員会の諮問に応じ、給食センター運営に関する重要な事項について調査、審議するために都城学校給食センター運営審議会を設置いたしております。今回、17名の方に委員として委嘱するものでございます。

二枚目の関係資料をご覧ください。

内訳といたしましては、知識経験を有した方が1名、市立小学校及び中学校の校長先生6名、都城市学校給食会主任部会の代表者1名、市立学校のPTA代表者6名、保健所、医師会、薬剤師会の代表者それぞれ1名ということでございます。任期が、平成29年6月1日から平成30年5月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。

ご質問がありましたらどうぞ。

すみません、この審議会の第五条についてなのですが、今までにわかっていなかったのが恥ずかしいのですけれども、学校給食センターの運営に関する重要な事項を調査、審議するためという重要な事項というのは、具体的にはどのようなものが問題としてあるのですか。

○学校給食センター所長

これまでの経緯を言いますと、今の給食センターが平成20年4月にオープンしているのですけれども、新しいセンターの設置の時には、運営審議会を開いているということなのですけれども、通常は特段大きな議案はないということで、答申はしてないところです。

○委員長

何か問題が発生した時に委員の方を招集されて、審議される目的で今、上がってきているわけですか。

○学校給食センター所長

この条例でいきますと、先ほど申しましたように、重要な事項の調査、審議なのですけれども、平成27年の定例教育委員会で、毎年、委員の方が変わるのに、1回も開いていないのはおかしいのではないかということで、昨年から年間の運営予定とかについて説明会を行っているところです。今年は、6月2日の金曜日に運営審議会を行う予定です。

○委員長

何か重要な事項が発生した時にいきなりといっても、平常のことを理解していただいているほうがいいのではないかと思いますので、やはり、今おっしゃった6月の会が大事ななと思うところです。

ほかにありますでしょうか。

○中原委員

1点だけ。この委員さんの表の作成の仕方なのですけれども、新任、再任欄もあると。本年はこれで理解いたしましたので。

○学校給食センター所長

わかりました。再任とか新任とかの欄ですね。

○委員長

ほかはよろしいでしょうか。

○濱田委員

先ほど委員長がご質問していますけれども、過去開かれたことはあるのですよね。

○学校給食センター所長

平成22年頃までは開いていたということです。去年は開いております。平成27年に指摘を受けて、去年は運営審議会を開いております。

○濱田委員

衛生管理とか、事故とかそういうことが議題になるわけですか。

○学校給食センター所長

今年の報告事項なのですけれども、平成28年度の事業報告、学校給食費未納状況について、地産地消と六次産業化推進の取り組み、それから、平成29年度の事業計画、今年は10月にふるさと給食を実施するのですけれども、これの概要についてということで、委員の方に説明をしております。

○濱田委員

議論の話なのですけれども、どういう結論になったのですか。何か結論を出すような議論はされたのですか。給食費未納の話。

○学校給食センター所長

給食費の未納については、状況報告なのですけれども、平成23年から窓口支給ということで、平成28年度までしていたのですけれども、これが児童手当法に若干問題があるのではないかとということで、今年から文書による学校に振り替えの依頼という文書でお願いをしております。未納の方で振り替えを同意された方は、提出書類をいただいて振り替えをするのですけれども、去年までみたいに直接支給というのとはできないということになっております。

○教育長

それは、就業支援とか、生活保護の方でしょう。生活保護の方の給食費は？

○田中教育部長

今のは、児童手当です。児童手当は、そのまま現金で渡した形にして、隣に未納の方がいればそこで払ってもらって、現金の中から払って、領収をもらってという作業をしていたのですけれども、ほかの団体では、児童のための手当なのに、別に全然関係のない水道料金とか、住宅使用料とか、親が払うべきものにあててるのがいけないとなって、給食費とか限られたものを子どもにかかるものは了解をもらって、先ほどの手続きをすれば口座振替で払うときに給食センターに払って、残りを本人に払うということができると規程であるものですから、そういう手続きもしっかりとして取り組むようになったということです。

○学校給食センター所長

児童手当法第21条に、市町村は受給資格者が児童手当の支払いを受ける前に、学校給食費などの費用のうち当該市に支払うべきものの支払いにあてる旨を申し出た場合はできるという事務があって、直接、引くことができないという。

○田中教育部長

隣にいて、差し引くようなことではなくて、あらかじめこの分については、こっちに払いますということでした承をもらった上で自動的に口座振替にするという新しい形になっています。法律に基づいて。

○濱田委員

ここで未納の方というのは、そういう手続きはしないで、お金はもらっておいて。

○学校給食課長

一応文書を学校のほうに送って、振替を希望される方はこの用紙に書いてくださいということで、学校に文書を送って、学校のほうから各家庭に文書を流されて、希望される方はそこで書かれるのですけれども、直接、学校給食課に出向いて児童手当をお渡しするときに、給食費をとということはないということです。

○濱田委員

未納の人というのは、児童手当をもらっている人でそれを払うときに差し引かないということに同意しない人が、払わないと。

○学校給食課長

未納の額は増えるのではないかと考えていますけれども。

○教育長

濱田委員のご質問は、未納の徴収のことをおっしゃったのでしょうか。未納の方の中には、生活保護とか手当とか関係なく、未納の方もいらっしゃるでしょうから、課長が答えたのは、振替の話をしているから。未納対策には担当の人がいるわけですよね。

○学校給食センター所長

そうです。そういう徴収の担当の方はいらっしゃいます。

○教育長

学校のPTAでやっているのですね、給食費は。給食費を預かっているのは学校のPTAのところでやっている人たちがいて、そこが給食費を徴収していると思います。それでもなかなか納めない人もいるということですね。

○学校給食課長

そういう方は学校から依頼があれば、先ほど言った徴収担当の方が行きます。

○濱田委員

徴収担当が行くのだけれど、やっぱり払わない、と。

○学校給食課長

色々事情があるみたいで。

○田中教育部長

卒業してからも分納で払っている人とかいますので。

○委員長

状況としては、今色々な手続きではない普通の未納が増えているのですか。

○学校給食課長

ここに未納額状況の報告を金曜日の運営審議会に出すのですが、平成23年からそういう窓口方式に変えてからは、例えば、平成22年度が122件の270万円ぐらいあった未納額が、平成27年度では80件の176万円ということで、減ってきています。

○教育長

給食費の問題は今、全国的に問題になりつつあります。貧困格差の問題があるので、経済格差の問題をどうするかということで、今、大きな問題になってきているとは思いますが。都城市の場合は、割に未納額は少ないほうだと思います。

○濱田委員

未納の人というのは、大阪とかは多いです。

○田中部長

義務教育だからと給食費を払わなくていいのだという論理を振りかざす方も大阪とかにはいらっしゃいます。

○教育長

給食が始まった背景は、戦後すぐに衣食住において、お弁当を持って来れない児童がいたり、成長発達に必要な栄養ということから始まったと思うけれども、そうであれば本来は無料であるべきものであるはずなのだけれども、結局、有料でずっとやってきたので、いまさら無料という主張はなかなかできにくいという

のがあるのかもしれませんが。もともとのスタートは多分、無料だったのではないかと思います。調べてないので確かなことではないですが…。小西先生の時はなかったですか。

○委員長

週に何日かというような感じでありました。毎日ではなかったです。

○田中部長

材料費については別途会計でPTAからもらったもので、作る人件費とか、設備関係はすべて公費で賄っているということで、材料費だけは3000円とか、月の額として、1食200円とかそういう額です。

文部科学省がそれも含めて無料にすべきという考えも出したりしているみたいですが、そこがどのようになっていくのか、過渡期ではあります。

○委員長

そうしましたら、運営審議会委員の議案についてはよろしいでしょうか。

○中原委員

給食センター自体は管理運営会社が委託契約は指定管理していますか。

○学校給食センター所長

センターのほうは学産給食というところに委託しております。

○中原委員

その委託会社を決めるのとはまた違う組織ですか。運営審議会というのは、全然違いますよね。そうなった場合に、この審議会は誰が長となって、誰がこの話自体を回していかれるのか。委員さんは決まりましたが。

○学校給食課長

これには規則がありまして、この運営審議会委員の中から会長と副会長を互選で選ぶとなっております。

○中原委員

その会長さんが審議を進行されるということですね。

○田中教育部長

ちなみに、校長先生とか会長になりますか。

○学校給食センター所長

中学校の校長先生が会長です。

○委員長

それを閉じた事前にいただいたものと今日またここに新しくいただいています、中の原稿が入っているのですね。

○学校給食センター所長

今まだ中学校のPTAの副会長の川元さんの名前がカツフミさんというのですけれども、訂正をお願いいたします。

○委員長

今日あとでいただいた方が新しいということですね。

この議案はよろしいでしょうか。

それでは、議案第9号を決定させていただきます。

【報告第51号～53号】

○委員長

報告第51号、52号、53号を文化財課長よりご説明お願いいたします。

○文化財課長

3件の報告事項をお願いしております。

まず、報告第51号ですが、7月1日に供用開始になります大島畠田遺跡歴史公園の開園記念式典に関することでございます。

別紙をご覧ください。

日時につきましては、6月25日、日曜日、10時から大島畠田遺跡歴史公園で行うことを予定しております。式典の内容につきましては、別紙のとおりでございますが、結果報告及び施設概要、市長のあいさつ、来賓祝辞を頂きまして、1回会を閉じまして、開園セレモニーといたしまして、7名によりますテープカットを行った後に、文化財課職員による歴史公園施設及び遺跡の解説を行うものでございます。終了予定は11時を予定しております。ただし、梅雨時でございますので、土砂降りの場合は最後の部分はテント内での解説になるかと思います。

続きまして、報告第52号 平成29年度キッズボンパク「いざ！夏の陣～武将になって城跡探検～」開催要綱の制定についてでございます。

これは、毎年、夏休みに行われておりますキッズボンパクのメニューの一つとして文化財課が春の陣を少しアレンジいたしまして、出しているものでございます。開催日時は7月28日金曜日、9時半から12時までを予定しております。開催場所につきましては、歴史資料館とその周辺の廊で、対象は小学校3年生から6年生の10名ということで予定しております。

募集方法につきましては、まちづくり株式会社が運営しますキッズボンパクのホームページ等及びパンフレットに掲載いたしますので、そちらのほうで募集をかけることになっております。うちの主催事業でございませんので、参加料といたしまして、材料費と保険料ということで500円をいただくことになっております。

スケジュールとしましては、雨天時の場合と晴天時の場合の2つに対応できるようにメニューは考えております。詳細な場所につきましては、裏面の地図を参照いただきたいと思います。

続きまして、報告第53号 平成29年度夏季体験学習開催要綱の制定についてでございます。

こちらは、毎年行っているもので、現在、歴史資料館で企画展を行っておりますが、その展示内容を身近に感じてもらうために、関連する体験学習を開催するものです。開催日時につきましては、8月1日、火曜日から5日の土曜日までの5日間で、午前の部と午後の部の2回、計10回を予定しております。各回の募集人員は15名で合計150名、体験内容につきましては、企画展を見学した後に、勾玉づくり、火おこし、弓矢体験をしていただくことになっております。

対象者につきましては、小学校1年生以上となっております。昨年までは、小学校1年から6年までにしていたところがございますけれども、兄弟でお兄さん、お姉さんが中学生なのですけれども、一緒に体験させてもらえませんかという問い合わせ等があった関係で、一応1年生以上ということにしております。申込につきましては、18日から28日の期間に文化財課へ電話で申し込むということで広報や各学校へチラシを配布することにしております。スケジュールにつきましては、別紙にあるとおりでございます。

以上、3件よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。3件の内容について、お尋ねはありませんでしょうか。

○濱田委員

報告第51号なのですが、大島畠田遺跡は雨の時は、どうされると言われましたか。

○文化財課長

資料1ということで、地図が付いていると思いますが、雨に対応するために、テント等は準備しておりますので、式典及開園セレモニーはやりたいと思います。実際、施設内を歩いての文化財課の解説につきましては無理だと思われるので、テント内で簡単にご案内をさせていただきたいと思います。

○濱田委員

駐車場は大丈夫なのですか。

○文化財課長

駐車場につきましては、公園内にある駐車場と近隣にある駐車場等を借りることになっておりますので、ちょっと離れた駐車場につきましては、職員のほうで送迎をする段取りにしております。

○委員長

直接駐車場に行けばよろしいですね。

○教育長

教育委員の方はここから送ってもらえないわけですか。

○文化財課長

それも今、検討しております。

一応、マイクロバスを借りておりますので、教育委員の方は。

○教育長

教育委員の方は連れて行ってもらったほうがいいと思います。

○委員長

だと助かります。もしそのように組み込んで頂く時は、ここが集合場所ですか。コミセン。日曜日ですからここは。

○文化財課長

また、詳細につきましてはご案内を差し上げますので。

○委員長

ありがとうございます。

ほかにお尋ねはないでしょうか。

例えば、報告第53号とか、例年ですと定員ですが、適正な人が集まっているという状況でしょうか。

○文化財課長

申込期間が18日から28日までになっているのですが、3日ぐらいでほぼ詰まってしまう。各学校にチラシを配っている関係で、子供が持って帰ってきたらすぐ申し込みがきますので、これ以上になると職員が対応できませんので、150名がめいいっぱいです。

○委員長

お尋ねはないでしょうか。

○中原委員

報告第52号なのですが、しばらく続いていますね。春の陣、夏の陣。募集予定が10名なのですが、昨年が何名だったのか、増やす予定はないのかとかをお知らせください。

○文化財課長

募集人員につきましては、どうしても平日に行っていますので、発掘現場とか、その他に出ている関係で、つく人間に限られていますので、それぞれに裏面にありますように、弓矢体験とか、つぶて投げ、合戦、的当てに職員が貼り付けている関係上、なかなか定員を増やすのはこれがいっぱいかなという感じです。

昨年は確か15名ぐらい入れていたのですが、おそらく大変だったのだと思います。減らしているのかと。

○田中教育部長

ボンパクは大体10名ぐらいですよ。

○委員長

お尋ねはよろしいでしょうか。

○濱田委員

10名は狭き門なのでしょうね。

○文化財課長

これは、ただまちづくり会社のほうで募集をやっている関係で、どのくらい来ているのかというのほうにはわからないのですが、メニューがいっぱいありますので、ほかのどこに行くのもありますし、うちのほうの夏季体験学習もございますので。

○委員長

これだけのプランをしていただくのに10名の方はもったいないかなと感じがありますが、ご説明いただければよく理解できました。

○教育長

数的には少ないなと思います。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告の三件を承認させていただきます。

【報告第49号】

○委員長

報告第49号をスポーツ振興課長よりご説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長

報告第49号は、平成29年度第53回宮崎県スポーツ少年団中央大会、都城市北諸県ブロック大会の教育委員会共催につきまして申請があり、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部、事務委任規則第4条に基づき専決いたしましたので、同条第2号の規定に基づき、ご報告申し上げます。

事業計画、開催要綱等を添付しておりますが、本大会につきましては、九競技十一種目において、5月21日、日曜日から7月1日にかけて開催される予定でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長

ありがとうございました。

内容について、お尋ねはいかがでしょうか。

○教育長

前も聞いたかもしれないけれども、家庭の日に入れてあるスポーツがありますよね。何か理由を聞きまじたか。

○スポーツ振興課長

少林寺流空手が入っていたということでしたので、確認をしまして、大会等運営上、施設の空き状況等があったということで、スポーツ少年団本部長あてに申請がございまして、許可をした次第でございます。ほかの競技については、すべて確認をして、そういう配慮をするようにということで、実施していただいているのですが、当該競技については、運営上と申しますか、施設等の空き状況等によって、家庭の日に重複し

た状況でございます。

○教育長

それは逆にいえば、この日は何もやらないようになっているから、空いているというだけの話で。

○スポーツ振興課長

2月に年間行事計画の時に、ある程度想定して予約をされてとっている団体もあるのですが、どうしても競技によっては、競技の開催要綱等を踏まえて施設を予約するとなると、なかなか競技会場がとれないという関係で、どうしても第三日曜日になってしまったというところだとは思うのですけれども。

○教育長

スポーツ少年団は家庭の日にはスポーツをやらないということでちゃんとそのように約束ができてやっていることなので、これはやはり考えてもらわなければいけないと。

○スポーツ振興課長

そのあたりは、種目理事等との事務局とのやりとりになりますので、本部長は重々おわかりになっていらっしゃると思いますし、当該競技も理事の会場の手配というところで、今回は重複したということになるかと考えおります。

○委員長

重ねてなのですが、前回の宮崎での市長選挙役員会の会合でも、まず分科会で、都城市は第三日曜日の家庭の日の発信が強くて、守られているのでしょうねと、意見交換会の第一声が議長さんからありました。確かに色々なロゴマークとかしていますし、でも、実際、絶対かどうかというのは聞いたことがないので、はっきり絶対守っていますとは言えませんが言ったのですけれども。

○スポーツ振興課長

特に、屋外競技におきましては、後の上部大会への出場の申し込み期限ですとか、そういった形で、通常は組まないのですけれども、どうしても早く試合を消化しなければならないという場合については、そういった形で本部長に申請するという形はとらせていただいておりますので、100%ではないことはご理解いただきたいと思います。

○委員長

そこで皆さんがそういう意見をおっしゃったのです。でもそれは、そういう理由というのはついていけば絶対守られないから、県のほうで、いかなる条件があっても、これは家庭の日というのはしっかりしてもらわないと困るという意見が結構、強固に出たりしたのです。

○スポーツ振興課長

通常の練習ですとか、そういうものは一切認めませんよということで、施設を開放する側においても配慮してくれというお願いは説明会でしております。

○委員長

よく事情はわかりますけれども、たまたまそういう議論があったことをお伝いします。

調整も大変だとは思いますが。

○スポーツ振興課長

今のところ、一定の倫理観といますか、そういう上においてはしっかりやれているとは聞いているところでは。

○教育長

また念を押してください。

○中原委員

ほぼ半分ほどは消化されているのですか。5月21日から。

○スポーツ振興課長

先週から先々週

○中原委員

ちょっとお伺いなのですが、事業内容の4番、5番、剣道、バレーボール女子は、参加少年団、全部が全部というわけではなかったと思うのですが。

○スポーツ振興課長

競技によっては、大体7月、8月以降に県のスポーツ少年団の中央大会というのが行われる予定でございまして、それに出場できるかどうかというのも確認した上で、予選をする場合もございます。色々な大会と重なっている場合も、競技連盟側が開催する場合等というので、例えば、その時期に上部の大会に予選で勝手いて、その日に出れないというようなチームについては、辞退をされて、ブロック大会に出場されない場合もございますので、必ずしも登録している全チームが出るという形にはなっていないと思っております。

○中原委員

今回、53回ですので、歴史や伝統がある大会だと思うのですが、実は、5月28日というのは、確か小学校の運動会がありましたので。

○スポーツ振興課長

そういったものも今、5月にあると聞いておりますし、次の大会が決まっていると、なかなか難しいところもお聞きしているところではあります。逆に言うと、第三を除いて会場を確保するとなると、多分、前もって大会の施設数も多くなっているんで、2月の一年を通じた大会等で競技を押さえられて、後から各学校の運動会が決まってしまうと、その学校は大変申し訳ないですけれども、出場できないという不利益といえますか、参加できないような状況が起こっているというのは事実なのです。

○中原委員

そここのところの摺合せといいますか、実際にこういうスケジュールがあって、学校側も後から決めたはいいが、こういうこともあって、クレーム等がある校長先生もいっぱいあると思いますけれども、これは次年度以降に、学校側も5月がいいのか、それなども考慮して、こういうスポーツ少年団もあるということで、十分理解した上で、大会側もそれを理解して。

○スポーツ振興課長

種目理事で全体的な種目の参加校を踏まえながら、競技日程を選定されているとは思いますが、すべてのチームは参観日の場合については、昼から試合を入れたりしてやっているのですが、運動会の場合には一日潰れてしまうというところなんです。

○中原委員

考え方一つで、どの大会に力を入れているのかということは、少年団も色々あるので、上長飯とかは剣道に力が入っている学校なのでどうだったのかなと思います。運動会のあるということは、あとづけの学校が悪いということですね。

○スポーツ振興課長

各種目でそこへんは調整して設定はしているのですが、

○教育長

これからひよっとすると春の運動会が増えていくと思うのです。

というのは、秋は何に困っているかという、中体連があるのです。そして、台風とか、どんどん延びて、もう一つは熱中症という問題があって、そうすると、夏にもっていったほうがいいとなるので、逆に9月が増えていく可能性がありますから、やはり春のほうがよいとなっていくのではないかなと思っておりますが…。

○スポーツ振興課長

ですから、早めにその日程がこの学校がこの日だよとすると、その日は私の所管ですと、2月に全体の次年度の調整会議をしますので、ここには小学校の運動会が入りますということであれば、逆に調整はしやすいというのはあるのですけれども、そこが今はなかなか、競技団体主導で大会を進めているということがございますので、これはスポーツ少年団の所管です。なかなか難しいところはございます。

○中原委員

今回も予定の報告書がございますので、6番からバレーボール男子はこういうことが行われましたということ。

○委員長

ほかはよろしかったでしょうか。

それでは、報告第49号を承認させていただきます。

【報告第56号】

○委員長

報告第56号を図書館長よりご説明をよろしくお願いします。

○図書館長

報告第56号は、都城市立図書館システム更新業務についてでございます。別紙のとおり報告するとしております。

めくっていただきますと、今回行いましたプロポーザル優先交渉権者選定の概要を示しておりますので、これをご報告させていただきたいと思っております。

都城市立図書館システム更新業務委託については、次のとおり、指定型プロポーザル方式で提案要請を行い、優先交渉者を選定したとあります。

去る5月定例教育委員会でも、プロポーザルを行いますというご報告を申し上げたところでございます。業務概要は、その時の報告と繰り返しになりますが、下記業務を合わせて行うとあります。3つの業務を合わせて行う業者の提案を要請したところであります。

まず一つ目は、平成30年春に中心市街地に移転してオープンする市立図書館の図書館システムを現在の運用状況を継承して更新することでございます。そして、2番目に、これに加えて、自動貸し出し機やセキュリティゲート等の機能を活かして、新しいシステムを構築することでございます。三番目にあわせて、ICタグ50万冊分の調達を行うとしておりまして、今年度いっぱいの委託事業として、委託の上限額は1億2961万1千円で、その次にあります事業者を5者指名して、提案の要請を行いました。指名業者は以下のとおり5者ですが、これは都城市近辺の宮崎県内、それから鹿児島県で実績のある図書館システムの納入実績のある業者でございます。

上から、日立ソリューションズ、西日本富士通マーケティング、そして、南日本情報処理センター、千代田興産、NTTデータとありますが、三番目の南日本情報処理センターがNECで、四番目の千代田興産が三菱系で、すべて大手のメーカーの子会社的なシステムエンジニア、技術者、それから、保守業務を行う会社でございます。

めくっていただきまして、3番目に実施の経緯を示しました。4月14日に選定委員会を開きまして、選定の内容を詰めまして、4月19日には5者に指名を行って、提案依頼をしております。早くも、4月20日には1者の辞退がございまして、5月2日、参加申し込みの期限日に3者は申し込みがあったのですが、1者辞退がございました。その後、3者の提案を待っていたのですが、5月19日に提案の締切日に2者だけ提案がありまして、1者は辞退になりましたので、結果的に、2者で争われることになりまして、5月2

6日の選定委員会で、ここで2者によるプレゼンテーションが行われました。その結果、その日に2者のうちの1者を優先交渉者として、選定委員会としては選定いたしました。その選定結果をもとに、5月29日に市長決裁を起案したところ、優先交渉者が決定したものでございます。優先交渉者がどちらになったかというのは後ほどご説明いたします。

選定委員会の選定委員は、担当する部局の職員で構成することとなっておりますので、5名の職員、教育部長、図書館長、図書館職員とコンピュータですので情報政策課の職員、それから、予算の確保のもとである商工観光部から商工観光部長の5名で構成しました。第1回目は繰り返しになりますが、4月14日に選定委員会を行い、第2回は5月26日にプレゼンテーション、委員会を行いまして、その日に決定したという流れでございます。

審査の結果は、次のページの5番目、審査結果として示しておりますが、技術点、地元点、提案点、価格点の4点をそれぞれ採点いたしまして、ご覧のとおり千点満点で富士通マーケティングが934点、日立ソリューションズ西日本は785点と、かなりの差がつきまして、富士通マーケティングが優先交渉者となったものでございます。

それぞれの点数の説明を6番に記載してございますので、ご覧ください。

めくっていただきまして、今後の予定ですが、6月2日、今週末までに富士通マーケティングとは、今回提案があった額で随意契約を行う予定です。市議会には、財産の取得がこの契約において発生いたしますので、6月議会に議案を提出する予定でございます。提案理由は、以下に四角で示したとおりです。

読み上げますと、財産の取得についてご説明申し上げます。

本件は、都城市立図書館システムの委嘱について、議案のとおり、随意契約により契約の相手方を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げますという文面で、提案をいたしますが、この文面のもとになる契約の内容というの、ここでご説明申し上げますと、富士通マーケティング九州支社宮崎支店と契約するのですけれども、契約額は9517万1800円となっております。そのうち、財産の取得額というのは、備品に関わる部分でして、3705万9120円でございます。コンピュータですとか、ハードウェア、そういったものの額がここになるということ、残りの額は図書館のソフトウェア、それから、ソフトウェアを改良するための初期導入費と消費税ということになります。

仮契約が済んだ後は、議会の議決を経まして、それを本契約といたしまして、それ以降は、6月以降に富士通マーケティングとシステム構築に関する協議を開始しまして、かなり密に、毎週のようにやっていく予定でございますが、実際には、秋ぐらいからテストをし始めまして、最終的には3月20日までには現行システムからデータを完全に移行して、新システムが稼働する状態にする予定でございます。

以上で、システムに関する説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。

ご説明がりましたが、内容についてのお尋ねはいかがでしょうか。

○濱田委員

富士通マーケティングに決まったということですが、この実績も加味した上で。

○図書館長

今回の技術点、地元点、提案点の中に、他の近隣の図書館での実績が何かあるかというのは、項目には入れておりませんでした。ただ、保守に賭けつづける体制とかを聞いておりますので、宮崎市内から都城市に駆けつけてくる体制もなのですが、近隣の実績では曾於市ですとか、三股町に納入実績がありますので、頻繁

にこちらにおみえになっている。都城市におみえになっていなくても、三股町におみえになっている可能性がありますので、そういった意味では、実績を参考にして、保守の体制も強固なものがあるという評価はしております。

○濱田委員

三股町に来ているというのは、色々な営業で来ているとは思いますが、三股町の図書館とか、そういうことに関与しているということですか。

○図書館長

定住自立圏での協定を結んでいる三股町、それから曾於市、志布志市はすべて、富士通マーケティングの図書館システムを使っておりますので、定期的な保守とか、そういった形でお越しになっていると思いますけれども、この定住自立圏内での図書館同士のやりとりもこれまで以上にやりやすくなるということも評価しております。

○委員長

よろしいでしょうか。

契約額というのと財産取得額というのは合わせたものが上限額よりちょっと低いのですか。上なのですね。かなり、差があったといいのがここに反映されているということですね。2者の間の金額の違いというのが、上との差に反映されていると理解してよろしいですね。

○図書館長

富士通マーケティングはこの額でしたが、この額とこの上限額の間日立ソリューションズ西日本が入っているということです。

○教育長

日立ソリューションズ西日本は宮崎圏域にはないのですか。

○図書館長

日立ソリューションズ西日本は、市立村立図書館では宮崎県内では都城市だけです。九州でも実績があまり多くなくて、3館ぐらいしかありません。大分市と福岡近隣に2館で、あまり実績がなかったです。

○委員長

途中で辞退されていく理由というのは、参考のために、どのようにして辞退されたのか。

○図書館長

募集を始めたのが、実質的に提案依頼の4月19日でした。それから5月19日に提案を頂くことは、ちょうど1か月空けているわけなのですが、色々他市の状況を見ると、これを3週間でやってしまったところもあります。なので、1か月の提案期間を設けるといのは、事務方としては、それほどきつくない日程だったと思っていたのですが、後で色々お聞きしましたら、3週間のところは、3月に熊本県菊池市が3週間だったのですが、そこも4、5者ぐらいの応募があるかと思ったら、結局、1者しか来なかったらしいです。3週間ではめちゃくちゃきついという話で、4週間というのも若干、きつかったのだろうなという感じがしております。早々と辞退された2者も準備ができていませんということでした。5月19日ギリギリに辞退された会社は、ギリギリまで色々調整されたらしいです。やはり、ちょっと時間が足りなかったということですね。すみませんというご連絡をいただいておりますので、400項目ぐらい聞きますと、地元調達もありますし、業者としても作業量としては余裕がなかったようです。できないというほどでもないのに2者の提案があったわけですが、3者目もやろうとはしていたということです。

○委員長

そうすると、余計なことかもしれませんが、多くのところを比較して、選定するという観点からみると、期間を長くして、十分な提案をしていただくことが、今後というか、図書館はないと思いますが、必要にな

るのではないかと思います。

○図書館長

期間が長ければいいのかというのがありますが、逆に色々と業者が余計なことを詮索する時間も出てきますので、業者同士で連絡を取り合って、あーでもない、こーでもないという余裕を与えてしまうのもいけませんので、実は長くすればいいというものではないと思っております。そこで、1か月という線を出させていただいたところです。

○委員長

事情がわかりました。ありがとうございました。

○田中教育部長

期間があと1週間長かったとしても、NECの南九州情報センターが入るかどうかがぐらいのところ、残りの2つは内容的に、南九州の図書館の業務はお断りというぐらいの、連携がありますから、サポート体制とか。

○図書館長

辞退された理由も、期間だけとは限らずに、そちらの営業の戦略も社会的にあって、都城市をとってしまふとかなり旅費もかかるし大変だよとか、そういう発想もあるみたいです。

○委員長

事情がよくわかりましたので、ありがとうございました。

○教育長

これは、自分たちで手を挙げたではないのですか。

○図書館長

そうではありません。

○教育長

こちらが指定してどうですかと。プロポーザルしていただけませんかという片思いの公募ということになりますね。

○図書館長

そういうことになります。

○委員長

ぱっと見て、一般の者がそういう解釈はちょっとできないかなと気もいたしますので、よく理解いたしました。

お尋ねはありますでしょうか。

○濱田委員

2は、図書館の配置図が載っていますが、設計依頼をあたっているところですか。

○図書館長

それはお渡ししています。

○濱田委員

例えば、ここにコンピュータを設置するとか、そういうのも、その時点で。

○図書館長

そこは図面を全部お渡しして、大体ここに何台ぐらいとかいうことも細かにご提案しております、ちゃんと台数の提案が出てきているのかもチェックいたしまして、ない台数で提案されても仕事ができるので。

○濱田委員

わかりました。最初にスペースありきなのですか。

○図書館長

建物のスペースは決まっていますから、ただそこがありまして、そこに事務方としては最低これだけの端末とかが必要だと提示いたします。そして上限額を設定しますので、提案でそれより多い台数とか出る場合には、それは別に構わないのですけれども、少ない場合は失格にいたします。

○濱田委員

部屋のスペースとそこに配置されるものはうまく合致できるものなのですか。

○図書館長

そこはもう提案というよりも、こちらから提案してくださいという場合に仕様書を作る段階で、図書館のほうが厳密に色々と、平成30年以降に運営を担う指定管理者とも色々協議をしまして、この台数が必要だと出しまして、このくらいの利用者を見込んでいるのでこのくらいの台数は必要だということを見込んだ上で仕様を作っております。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告第56号を承認させていただきます。

【報告第50号、議案第10号】

○委員長

報告第50号、議案第10号を生涯学習課にご説明お願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、報告第50号 臨時代理した事務の報告及び承認についてご説明いたします。

これは、放課後子ども教室指導をお願いしております教育活動推進員及び教育活動サポーターの委嘱について、臨時代理いたしましたのでご報告し、承認を求めるものでございます。

本年度4月、5月にこの案件についてご報告しましたが、追加で、教育活動推進員2名、教育活動サポーター2名、合計4名の方を委嘱したところでございます。4名すべての方が新任となっております。任期は平成29年5月1日から平成30年3月31日までとなっております。

次に、議案第10号 都城市人権啓発推進協議会副会長及び幹事の委嘱についてご説明いたします。

副会長の委嘱につきましては、添付資料、都城市人権啓発推進協議会設置要綱の第4条に規程しております。また、幹事の委嘱につきましては、同要綱の第7条で規程しております。これに基づきまして、別紙関係資料、会長、副会長及び幹事一覧のとおり、副会長は委嘱します5名とも再任でございます。幹事につきましては、委嘱します8名のうち7名が再任、柿木原氏1名が新任でございます。また、行政からあて職として任命します会長職であります岩崎副市長及び副会長職であります黒木教育長、幹事職であります田中教育部長及び関係課長6名につきましては、辞令行為を省略するものでございます。

4月の定期異動によりまして、田中教育部長をはじめ、栗山総務課長、東コミュニティ文化課長、福重介護保険課長が新任となっております。

また、任期につきましては、いずれも委嘱の日から平成30年3月31日までとなっております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長

ありがとうございます。

報告1件と議案1件について、お尋ねはないでしょうか。

○濱田委員

人権啓発とは、同和問題ということで、それを扱っているのですか。

○生涯学習課長

同和の部分も入っております。

同和に関しまして、同和を含めた全体的な人権問題でございます。

○委員長

それでは、推進協議会の決定はよろしいでしょうか。

それでは、報告第50号と議案の第10号を承認と決定させていただきます。

【報告第46号、議案第7、8号】

○委員長

報告第46号、議案第7号、8号を教育総務課長よりご説明をお願いいたします。

○教育総務課長

まず、報告第46号 専決処分したということで、平成29年度都城市教育委員会名義後援共催についてご説明いたします。

名義後援につきましては、平成29年4月27日から5月22日までの26日間に100件の名義後援を承認しております。内訳につきましては、次のページの別紙一覧表をご覧ください。こちらの表ですけれども、前回の定例会でご指摘いただきましたので、右側の色かけの部分を見ていただきますと、過去3年間の状況について示しております。文字が小さいのですけれども、この○が申請があり、承認しましたということです。今回はないのですけれども、×が申請があったけれども、不承認で処理しました。この一がこれまで申請がなかったという形になります。三つの種類で示しております。今回は26番と28番が学校教育課2件、それ以外は教育総務課受付の6件となっております。

では、続きまして、共催につきまして、ご報告いたします。

次のページを開けて、一覧表をご覧ください。

共催につきましては、都城市教育委員会の名義後援に関する規則に基づいた事務決裁をこれまで行っております。それを踏まえまして、今回から名義後援とあわせて報告させていただこうと考えております。共催がこの15件分です。こちらが今年度の4月から5月22日まで、約50日間に15件の承認をしております。スポーツ関係がNo.1とNo.5のスポーツ振興課、それ以外はすべて学校教育関係の13件となっております。

○教育部長

それでは、議案第7号につきましては、教育部長の田中から説明をさせていただきます。

議案第7号 平成29年度6月補正予算についてでございます。

議案の鏡をめぐっていただきまして、横書きの6月補正予算(案)をご覧ください。1ページでございます。

教育委員会の歳入予算といたしましては、6月補正予算額として、総計の額で1億2898万5千円を計上しております。

続いて、2ページをご覧ください。2ページが歳出予算でございます。歳出予算としましては、6月補正予算額として、総計1億3575万9千円を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものを説明いたします。5ページをご覧ください。

まず、学校教育課の事業としまして、県の100%委託事業である小学校体育活動推進校実践研修校及び小学校体育専科教員加配措置校実践研修事業を新たに計上するものでございます。

続いて、6ページをご覧ください。

昭和12年度に南小学校を卒業されました角谷アサ子様から、小学校の図書購入に指定寄附金としまして20万円を頂きましたので、同額を歳出予算として計上しているところでございます。

続いて、7ページをご覧ください。

生涯学習課の事業として、祝吉地区公民館建設事業について、早期発注が可能となりましたので、平成30年度に計画しておりました工事等を引き寄せ、前倒しするため、6月補正で増額補正をするものでございます。総事業費には変更はございません。

以上で、議案第7号の6月補正予算の説明を終わります。

○教育総務課長

続きまして、議案第8号です。

都城市教育委員会外部評価委員の委嘱についてご説明いたします。

次のページの添付資料をご覧ください。

委嘱いたしますのは、表中のお二人です。二人とも再任でございます。お一人目は、内田様芳夫様、年齢72歳、鹿児島市在住、元南九大の教員です。お二人目が瀬尾真路様、年齢68歳、元東小の校長先生でございます。

次のページをお開きください。

委嘱は、都城市教育委員会外部評価委員です。委嘱は、都城市教育委員会外部評価委員設置規程の第3条に基づき委嘱いたします。委嘱式の日程につきましては、次のページの裏面をご覧ください。こちらが前回、定例会でお示ししました資料でございますが、スケジュール表の外部評価委員の列をご覧ください。

ここで、第1回外部評価委員会を7月上旬に執り行いますけれども、こちらで委嘱を執行する予定としております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長

ありがとうございました。

報告と議案、あわせてお尋ねがありましたら。

○教育長

議案第8号の資料のところの外部評価委員の備考のところはご本人にも渡るのですか。名前のところの備考の。

というのは、瀬尾先生は東小学校校長ということで書いてありますけれども、その並びでいくと、内田先生は、元人間発達学部の学部長なのです。だから、あわせるのであれば、元人間発達学部の学部長と書いていただくほうが、本人に渡らないのならいいけど、渡ると。下は管理職名が書いてあるから、上も管理職の経験があるので、そこは統一しておかないと。

○中原委員

こういう時の生年月日の年齢のご説明があったのですが、教えていただきたいのですが、満ということですか。

○教育総務課長

はい。今年72歳。下が68歳です。

○委員長

予算のところ、図書購入費の20万円は、こういう寄附を希望される方というのは、学校教育課に持っていかれるのですか。卒業生でいらっしゃるのですか。

○教育総務課長

おそらく学校に持って行かれて、校長先生からこちらに話があって、公的な領収証は財務会計したものを
お渡しして、感謝状とかもお渡ししますので、お預かりした上で、こちらに連絡がきたのだと思います。

○委員長

もしそういう方がいらした時は、説明をしたいと思いますので。

○教育長

多分、学校を指定してくるものは学校側にまずコンタクトされて、校長先生に預けられたと。学校で勝手に
処理できないので、教育総務課に持ってこられると思います。

○委員長

よくわかりました。

○濱田委員

議案の7号ですが、6月補正予算のところなのですが、先ほどの説明で見るべきポイントはここだとい
うところがわかりましたけれども、2ページの災害復旧費集計額が1になっていますが、これは間違いですね。

○教育総務課長

補正額のところはゼロなので、金額としては、先ほど1億3575万9千円は、補正前と補正後は余計に
入っていますね。上の教育費集計のところは正しいです。

この災害復旧費の中に、千円だけは教育施設災害復旧費ということで設置費目として入れておきまして、
後でそれがあると予備費とかお金を流用したりすることもあります。費目として上げていた千円があるので、
これで間違いないと思います。勘違いでした。ほかに、納品土木とか、色々ある中で、教育費の災害復旧費
だけは設置費目で、千円だけあげたところです。

○濱田委員

補正が入りやすいとかそういうことになるのですか、費目を作っておくと。

○教育総務課長

費目を作っておくと、補正を待たずに予算を流用したり、ほかの費目から持ってくるができるのです。

○濱田委員

分かりました。ありがとうございました。

○教育長

我々素人にはなかなかわかりません。

○委員長

それでは、報告第46号を承認させていただきまして、議案の第7号を決定いたします。8号につきまし
ては、教育長からおっしゃっていただいたことの訂正をいただいて、決定させていただきます。

【報告第47・48号、議案第13号】

○委員長

報告第47・48号、議案第13号を学校教育課長よりご説明いただきます。

○学校教育課長

では、報告第47号でございます。学校薬剤師の委嘱について、臨時代理しました事務につきまして、ご
承認をいただきたいと思っております。

では、1枚、2枚めくっていただきまして、今回も薬剤師会のほうからこのように変更を申し出てまいり
ました。学校名は中霧島小学校、新しく就任される方は宮脇トモミ先生でございます。総合薬局広原店にお
勤めの方でございます。この中霧島小学校を担当していらっしゃいましたのは、市来あけみ先生で、サンダ

イコーお勤めの方でございました。交代の理由は、イチキ先生が学校薬剤師会の理事長をしているのですが、非常にお忙しいということで、活動量を軽減するというところでございました。

続きまして、報告第48号でございます。特別支援教育支援員、学習支援員の配置人数について、臨時代理した事務の報告でございます。承認をお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、認定日は平成29年5月8日でございます。認定内容は、祝吉小学校に2人目の学習支援業務を行う特別支援教育支援員を配置する。認定の理由でございますが、一人目の方の支援は、現在担当している児童3名で、これで手一杯でございます。しかる学校に当該児童新一年生ですが、非常に窓から飛び出すなど、安全面で危惧がある状況を鑑みまして、二人目の支援員の配置を認めるものでございます。配置支援員等につきましては、下の確固書きの中に入れております学習支援として、入谷侑輝君につきまして、瀬尾欣享支援員、支援の開始日は5月9日で、瀬尾欣享支援員は、志和池中学校にもおいでになっていたのですが、志和池中学校と2校掛け持ちをいたします。

これにつきましては、祝吉小学校も母校で非常に頑張ってくださいました。入学当初からこの子を落ち着かせようとした状況でございましたけれども、窓から飛び出すなどの行動がみられたことにより、このような配置をしたところでございます。

続きまして、議案第13号でございます。

平成29年度教科用図書北諸県採択地区協議会規約についてでございます。この規約について、別紙のとおり改定をいたしたいと思っておりますので、ご承認下さい。

改定の理由は、三股町が新教育委員会体制になりまして、それに適合させるためでございます。

一枚めくっていただきまして、現行のものがまず表れてくると思います。この現行のもの第5条、委員というところがございます。ここのところで、協議会は次に上げる委員で構成する。

(1) 市長、教育委員の委員長、(2) 市長、教育委員会の教育長、(3) 市長、教育委員会が選任した保護者代表となっておりますが、三股町では、委員長という職がなくなっております。

そこで、改定案をご覧ください。第5条の委員のところ、(1) に市長、教育委員会の教育長を持ってまいりました。(2) に市長、教育委員会の委員の代表、そして、(3) は同じでございます。この5でございますが、この規約につきましては、もう一枚めくっていただきまして、教科用図書採択地区と書いてある資料が用意してあります。(7) の一番下にあります第13条に、採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするところが、協議によりこれを行わなければならないということで、この場で承認されましたら、これを三股町に持っていきます。三股町で承認を得て、地区採択協議会に諮るといふ形になります。

では、もう一枚資料があると思いますが、平成29年度教科用図書北諸県地区採択協議会事業計画があると思います。先ほど申しあげました採択協議会は、No.1でございまして、6月7日、水曜日に開かれるものに、内容の中の規約の変更を承認していただくものでございます。また事業計画や予算書、専門員について等の審議を行います。ここに参加していただくのは、黒木教育長と小西委員長でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

並びに2番の専門委員会ですが、これは選ばれました校長先生、教頭先生、そして、教諭の方々を集めまして、教科書の協議をしていただきます。今年度の協議につきましては、小学校における特別な教科、道徳のみの教科書でございます。6月8日でございますが、この時は、教育長のごあいさつをいただき、そして、小西委員長の辞令の施行をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。また、詳しくはご案内を申し上げます。

そして、専門委員の方々の研究が終わりまして、5番目にあります7月11日に、採択協議会の2回目を発行しまして、採択の審議をして、どの会社の教科書を採用するかということ、この協議会の中で決めてい

いただきます。この協議会にも黒木教育長、小西委員長の参加をお願いしたいと考えておりますが、その後でございます。それをもとに、各市町の教育委員会に持ち帰りまして、それを採用するか否かをもう一度協議をしないとイケません。そこで、臨時教育委員会を7月18日、火曜日に10時から12時まで予定しているところでございますが、ご参加よろしくお願ひいたします。

ここで、今回の採択協議会が採択した教科書がこれでいきましたよということであれば、そのままおかえしできるのですが、いや違う教科書のほうがいと教育委員会がいえば、再度、差し戻しをして、採択協議会でもみ直しをする。そしてまた再度、教育委員会に提示をしていただく形になります。

というようなことで、8月いっぱいまでには期限がございまして、これを決定しなければならないというのがあります。といいますのは、9月1日に全国的に公表される内容でございますので、そこまでにはきちんとした形で提示できればと思っております。

以上、報告2件と議案1件でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、47号と48号の報告と13号の議案について、ご質問ありましたらお願ひします。

○中原委員

報告の第48号の支援員の件ですけれども、今、現在担当している児童3名というのは、何年生と何年生でしょうか。

○学校教育課長

これにつきましては、特別支援学級に配属されている方で、実際には学年は手元にありませんけれども、3人とも生活介助、生活を介助するために3人にあたっているところで、この学級からなかなか抜けられないという状況でございます。学年までは今わかりません。

○中原委員

一人で三人みるのは大変だと思います。加えて、一年生は学習支援ということで加わるということですね。この瀬尾支援員の方が2校掛け持ちと、十分時間は確保されるものなのかどうか。

○学校教育課長

飛び出しの場合でも家に帰りたいとか、お母さんに会いたいとかいうようなところで、落ち着きは大体見せてきているのですけれども、実際、飛び出しをするとすると、一人の大人がずっと半日程度関わらないとなってしまうので、そのために支援員が配置したものでございますが、支援員が配置されていない曜日がございまして、そのときは学校の職員であたりますということでもございました。

○教育長

教頭先生とか、専科教員の場合は専科教員とかが、志和池に行っているときはその人が面倒みると、ただそれを1週間やると、とてもではないけれども、ほかの業務ができなくなりますので、そこをうまくつなぐために、一人増やすということです。対応していただくことになると思います。

○委員長

そうしますと、志和池中学校との話し合いといいますか、そういうことはスムーズにいくような状態ですか。

○学校教育課長

瀬尾支援員もよく理解していただきまして、生徒のことについて十分把握した上で、今あたってもらっております。配置してから随分経ちますけれども、非常に学校からも喜んでいただいているところです。

○委員長

議案第13号なのですが、新しい規約の中の5条の2項、ただいまご説明がありました、教育委員長とな

ってから郡の代表ということになっておりますが、今回も委員長でよろしいのでしょうか。

○学校教育課長

よろしく願いいたします。

○委員長

規約がせっかく変わったことですので。

○教育長

もともとうちと三股町は一緒にやらないといけないのです。北諸の協議会を作らなければいけない。三股町のほうは委員会制度が改正されているので、ただ、教育長、あと教育委員が何人かいらっしゃいますが、その時に、代理者というのを作ってあるのです。

○学校教育課長

代表委員になっているみたいです。

○教育長

代表委員という委員が作られているので、多分、もしうちの場合も、次からは教育長と教育委員長を兼ねます。そうしたら、教育委員長という制度がなくなりますので、残りの委員から代表委員を決めなければいけない。今回はそういう役割を当然担ってくださっているのは小西先生ですので、代表は小西先生に入っていればよろしいかと思えます。

○委員長

以前に伺っていてどうかと思うのですが、具体的には道徳の教科書というのは何冊ありますか。

○学校教育課長

見本本が届きまして、うちに届いた見本本は8社ございました。形態もばらばらで、大きさもばらばらな状態でございます。ですから、大きさや色々な面で、子どもたちのこと、都城の子どもたちのことを思っただけであればと思えます。

なお、教科書展示会が6月の中旬から開かれますので、図書館のほうで開かれますので、またご案内したいと思います。

○委員長

どうぞよろしくお願い致します。

それではほかによろしいでしょうか。

報告第47、48号を承認させていただきまして、議案第13号を決定させていただきます。

どうもありがとうございました。

10 その他

(1) 行事報告・予定等

① 7月定例教育委員会開催予定

日時 平成29年7月5日(水) 13:30から

場所 南別館3階委員会室

② 7月臨時教育委員会開催予定

日時 平成29年7月18日(火) 10:00から

場所 南別館3階第2会議室

以上で、6月の定例教育委員会を終了いたします。